

災害時の歯科保健医療支援活動に関する協定書

一般社団法人大分県歯科医師会（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県歯科技工士会（以下「乙」という。）は、国内において、災害が発生した場合に迅速な歯科保健医療支援を行うため、次の通り協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定は、甲が大分県との間に締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づく場合のみならず、甲が行う歯科保健医療支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本協定において「災害」とは大分県と大分県歯科医師会が災害時の歯科医療救護に関する協定第1条に定めるものをいう。

（人員の派遣）

- 第2条 甲は、災害が発生した場合、歯科医療救護計画を作成し、それに基づき歯科医療救護班を編成し、避難所、救護所等に派遣するにあたり、必要に応じて乙に対し人員の派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに人員を招集編成し、甲と協議の上、避難所、救護所等に派遣するものとする。

（指揮命令等）

- 第3条 乙が派遣する人員に対する指揮命令並びに歯科保健医療支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する人員の意見を尊重しなければならない。

（歯科技工士の業務）

- 第4条 乙が派遣する人員は、災害現場等の避難所、救護所等において、歯科保健医療支援活動を行うことを原則とする。
- 2 歯科技工士の業務は、次のとおりとする。
- （1）歯科医師による歯科保健医療支援活動の補助
 - （2）第3条によって甲が指定した者において必要と認める措置

（人員の輸送）

- 第5条 甲は、歯科保健医療支援活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班に属する人員・器材等の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（歯科材料等の供給）

- 第6条 乙が派遣する人員が使用する歯科材料等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償等）

- 第7条 甲の要請に基づき、乙が人員を派遣した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。ただし、大分県からの要請に基づく場合は甲から大分県に対して支払（負担）を求める。
- （1）歯科医療救護班の編成並びに派遣に必要な旅費及び日当
 - （2）歯科保健医療支援活動において、負傷又は疾病を被り、又は死亡した場合の扶助金
 - （3）前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(補償)

第8条 甲は、乙が派遣する人員の歯科保健医療支援活動における事故等に対応するため、傷害保険（死亡特約を付する）に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(その他の措置項目)

第9条 その他の措置すべき項目については、原則として甲が大分県との間で締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定」の定めるところによる。また、大分県の要請でない場合もこの規定を準用するものとする。

(研修及び訓練)

第10条 甲、乙ともに要請があった場合は、互いに研修・訓練に参加するように努めるものとする。

(他都道府県等における支援活動への協力)

第11条 甲が大分県の要請のみならず必要に応じて他都道府県等に歯科医療救護班を派遣する場合は、乙は可能な限りこれに協力するように努めるものとする。

2 前項の規定により乙が他都道府県等において歯科保健医療支援活動に協力する場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 4月 9日

甲 一般社団法人大分県歯科医師会

会長

脇田晴孝

乙 一般社団法人大分県歯科技工士会

会長

川中 俊



災害時の歯科保健医療支援活動に関する協定書

一般社団法人大分県歯科医師会(以下「甲」という)と一般社団法人大分県歯科衛生士会(以下「乙」という)とは、国内において、災害が発生した場合に迅速な歯科保健医療支援を行うため、次の通り協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、甲が大分県との間に締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定」に基づく場合のみならず、甲が行う歯科保健医療支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

(人員の派遣)

第2条 甲は、災害が発生した場合、歯科医療救護計画を作成し、それに基づき歯科医療救護班を編成し、避難所等に派遣するにあたり、必要に応じて乙に対し人員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに人員を招集編成し、甲と協議の上、避難所等に派遣するものとする。

(歯科保健医療支援活動における指揮、調整等)

第3条 乙が派遣する人員に対する指揮及び歯科保健医療支援活動に関する連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。ただし、甲が指定する者は乙が派遣する人員の意見を尊重するものとする。

(歯科保健医療支援活動の業務)

第4条 歯科保健医療支援活動の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療救護業務(応急処置等)の補助
- (2) 避難所等における口腔健康管理、口腔衛生指導、食支援等
- (3) 避難所等における実態調査及び報告
- (4) 資器材や物資の管理・整理等
- (5) 他職種連携及び協働
- (6) その他必要な事項

(輸送等)

第5条 甲は乙が派遣する人員の輸送、通信の確保およびその他歯科保健医療支援活動の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

(実費弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が人員を派遣した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。ただし県からの要請に基づく場合は県が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の編成並びに派遣に必要な旅費及び日当
- (2) 歯科保健医療支援活動において、負傷又は疾病を被り、又は死亡した場合の扶助金
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(補償)

第7条 甲は、乙が派遣する人員の歯科保健医療支援活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(その他の措置項目)

第8条 その他の措置すべき項目については、原則として甲が大分県との間で締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定」の定めるところによる。また、大分県の要請でない場合もこの規定を準用するものとする。

(研修・訓練)

第9条 甲、乙ともに要請があった場合は、互いに研修・訓練に参加するように努めるものとする。

(他都道府県等における支援活動への協力)

第10条 甲が大分県の要請のみならず必要に応じて他都道府県等に歯科医療救護班を派遣する場合は、乙は可能な限りこれに協力するように努めるものとする。

2 前項の規定により乙が他都道府県等において歯科保健医療支援活動に協力する場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1カ月前までに、甲、乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

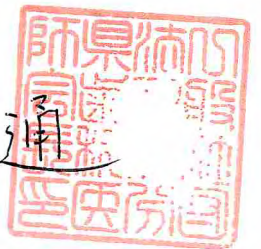
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年 4月 13日

甲 一般社団法人大分県歯科医師会

会長

長尾博通



乙 一般社団法人大分県歯科衛生士会

会長

有松いとし

